

第 20 回 自治区制度等行財政改革推進特別委員会

日 時 令和元年 9 月 9 日 (月)
時 分 ~ 時 分
(予算決算委員会終了後)
場 所 議会全員協議会室

【委 員】串崎委員長、芦谷副委員長

三浦委員、沖田委員、川上委員、上野委員、飛野委員、岡本委員、永見委員、
佐々木委員、西村委員

【議 長】

【委員外議員】

【執行部】近重副市長、内藤自治区長、岩谷自治区長、熊谷自治区長、中島自治区長、
石本教育長、砂川総務部長、岡田地域政策部長、
斗光市民生活部長、湯浅産業経済部長、石田都市建設部長、河上教育部長、
吉永金城支所長、塚田旭支所長、岩田弥栄支所長、田城三隅支所長、
草刈財政課長、湯浅教育施設再編推進室長、曾利教育施設再編推進係長、
西谷行財政改革推進課長、浅田行革推進係長、
宮崎関連施設支援室長、恒松専門企画員、前原専門企画員、
大驛商工労働課長、久佐農林振興課長、戸津川水産振興課副参事、
村木生涯学習課長、外浦文化振興課長、永田三隅支所産業建設課長、
邊まちづくり推進課長、岡橋政策企画課長、大屋企画係長

【事務局】下間書記

議 題

1. 執行部報告事項

(1) 地方公社等に関する指針及び地方公社等に対する市の関与の見直し指針の改定について

2. 議案審査

議案第 52 号 浜田市自治区設置条例の一部を改正する条例について

議案第 54 号 浜田市協働のまちづくり推進に関する条例検討委員会条例の制定について

3. 自治区制度について（公民館のコミュニティセンター化等）【委員間で協議】

4. その他

○次回開催 月 日 () 時 分

第三セクター等に 関する指針

令和元年 9 月

浜 田 市

目 次

第1 策定の趣旨	1
----------	---

第2 対象となる第三セクター等	2
-----------------	---

- 1 第三セクター等の定義
- 2 本市の第三セクター等

第3 第三セクター等に対する基本方針	3
--------------------	---

- 1 事業そのものの意義の確認
- 2 採算性の判断
- 3 事業手法の選択

第4 市の具体的な取組	4
-------------	---

- 1 経営状況等の定期的な把握、点検、評価
- 2 市の関与の在り方

第5 第三セクター等の経営健全化の取組	7
---------------------	---

- 1 策定する必要がある要件 【経営悪化状態の判断】
- 2 策定する経営健全化方針の内容

別紙1「抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討のフローチャート」

別紙2「第三セクターに関する調査票」

別紙3「第三セクター等経営健全化方針」

第1 策定の趣旨

公共性と企業性を併せ持つ第三セクター等（第三セクター及び地方公社）は、民間企業の立地が期待できない地域における産業の振興や雇用の確保、公共性、公益性が高い事業の効率的な実施等、重要な役割を担っている一方で、経営が著しく悪化した場合には、本市の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。

そこで、本市においては、独自の視点で、平成19年11月に「地方公社等に関する指針」及び「地方公社等に対する市の関与の見直し指針」を策定し、地方公社を含む第三セクター等に対する基本的な方針及び関与の在り方についての方向性を定めております。

しかしながら、これらの指針策定以降10年以上が経過する間に、社会経済情勢が大きく変化し、「官から民へ」の流れの下、指定管理者制度により公の施設の管理に対する民間事業者の参入が進むなど、第三セクター等を取り巻く環境は大幅に変化しております。

本市においても、事業の見直し、廃止、民間譲渡、完全民営化などを行い、必要に応じて法人の整理統合を進めてきました。

このような中で、平成26年8月に国から「第三セクター等の経営健全化等に関する指針の策定について」（総財公第102号）が示され、自らが関係する第三セクター等に対し、効率化・経営健全化に取り組み、適切な対処をするよう要請があったところです。

こうした背景を踏まえて、改めて本市の関係する第三セクター等の経営健全化に取り組むとともに、第三セクター等に対する基本的な方針及び今後の関与の在り方の方向性を見直し、本指針を策定することとしました。

なお、平成19年11月策定の「地方公社等に関する指針」については廃止し、「地方公社等に対する市の関与の見直し指針」については、個別の指針として別途改定します。

第2 対象となる第三セクター等

1 第三セクター等の定義

第三セクター等とは、次のとおりです。

(1) 第三セクター

市が出資又は出えん（以下単に「出資」という。）を行っている一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を含む。以下同じ。）並びに会社法法人

(2) 地方公社

地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社

2 本市の第三セクター等

第三セクター等のうち、本指針の対象となるものは、国の指針に沿って「出資（原則として25%以上）を行っている法人」「損失補償等の財政援助を行っている法人」「その他経営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる法人」とします。

【浜田市における第三セクター等の対象法人（平成31年3月末現在）】

第三セクター			
No.	法人名	市出資	出資比率
1	（公財）浜田市教育文化振興事業団	100百万円	100.0%
2	（公財）島根県西部山村振興財団	125百万円	28.6%
3	（公社）浜田漁港排水浄化管理センター	15百万円	47.4%
4	（有）ゆうひパーク三隅	3.4百万円	56.7%
5	ゆうひパーク浜田（株）	8.4百万円	28.0%
6	（有）三隅町農業支援センターみらい	1.5百万円	28.8%
7	金城開発（株）	100百万円	25.0%
地方公社			
No.	法人名	市出資	出資比率
1	浜田市土地開発公社	5百万円	100.0%

第3 第三セクター等に対する基本方針

第三セクター等については、本市は出資者として、法人経営の健全化・効率化に向けた計画的な取組を要請するとともに、指導、監督や必要な支援を行います。

ただし、そうしてもなお経営の改善が見込めない場合は、統合や廃止等抜本的な見直しに取り組むこととします。この取組は、国が示した「抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討のフローチャート」（別紙1）に基づき進めることとし、具体的には次の基本方針に基づき、他の出資者及び当該法人と協議、検討しながら行うこととします。

1 事業そのものの意義の確認

設立した目的を既に達成していないか、そもそも意義があるか、行政目的が明確であるか、という視点で確認します。

2 採算性の判断

継続的に経営状況等を把握し、将来の見通しを踏まえて採算性を判断します。経常収支が連続して赤字のもの、債務超過であるものは、原則として採算性がないものとします。

3 事業手法の選択

将来の見通しを踏まえてもなお採算性がないと判断できる法人は、清算、民営化、資産と運営の分離等の事業手法を選択するよう検討・協議します。

第4 市の具体的な取組

1 経営状況等の定期的な把握、点検、評価

本市は、第三セクター等の現在及び将来の経営状況や資産債務の状況等について、適切な会計基準及び資産評価等を用いて、定期的な把握、点検、評価を行うこととします。

所管部課及び関係部課においては、第三セクター等に毎年度経営状況の報告を求め、決算書（貸借対照表、損益計算書等）をベースに、経営成績、財務状態、キャッシュ・フローの状況等について、経年での推移や経営諸指標（流動比率、負債比率等）などを基に分析します。その際、特に、安全性及び収益性に留意します。

また、出資者（株主）や役員の状況、借入金の状況、市の財政負担等の関与の状況等について把握します。

こうした状況を把握、点検した上で、第三セクター等の経営状況に対する評価を行うこととします。評価に当たっては、第三セクター等が行う事業の公共性、公益性、採算性及び将来見通し等を十分に精査し、「存続（事業継続）の前提となる条件」（ゴーイング・コンサーン）に留意します。

こうした取組により、法人が抱える問題を早期に発見し、その対策を検討する中で、必要に応じて、法人への要請、指導、監督を行います。

2 市の関与の在り方

(1) 基本的な考え方

第三セクター等の経営は、原則として市から独立した事業主体として自助努力により行われるべきであり、その責任は経営者に帰するものです。したがって、本市が経営に参画していない場合に負う責任は、あくまでも出資の範囲内であることを明確にします。

ただし、経営が悪化した場合の抜本的改革については、事業の公共性、公益性、財政リスク等を踏まえて、本市が主導することが必要です。

また、性質上当該第三セクター等の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該第三セクター等が能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難と認められる経費については、市が公的支援を行うことを検討します。

なお、第三セクター等が経営悪化に至った主たる要因が、公共性、公益性が高い事業を行ったことにより生じた損失以外である場合には、財政支援は行わないこととします。

こうした考えを基本に、以下本市の第三セクター等に対する関与の在り方を示します。

(2) 財政的関与の在り方

第三セクター等に対する本市の財政的関与については、税金を原資又は担保とするものであるため、漫然と合理性なく継続することなく必要最小限とし、以下、具体的な方針を示します。

① 損失補償（債務保証を含む。）

市が第三セクター等の債務について行う損失補償（土地開発公社に対するものを除く。）は、原則として行わないこととします。

② 貸付け

貸付金は、その必要性、効果、緊急度等を検証するとともに、返済の見通し及びその確実性について十分担保することとします。

（短期貸付け）

原則として行わないこととします。

（長期貸付け）

第三セクター等の経営の著しい悪化が市の財政運営に影響を及ぼすおそれがあることに十分留意します。

③ 出資（増資を含む。）

第三セクター等のガバナンスを強化するため、市が出資者として負う責任はあくまでも出資の範囲内であることを、当事者間のもとより、利害関係者等に対しても明確にします。

④ 補助金、委託料

補助金については、対象事業の公益性等を十分に考慮した上で、地域経済に与える影響等も勘案し、必要最小限にとどめます。

赤字補填のための補助金等の公的支援については、原則として行いません。

また、指定管理者制度を活用する場合の指定管理料については、指定管理者が効率的な運営を行ってもなおその運営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難な経費を算定根拠とします。

(3) 人的関与の在り方

市の人的関与については、法人の事業内容、経営状況及び役員就任の必要性等を精査して必要最小限とし、以下、具体的な方針を示します。

① 役員の就任

第三セクター等への市職員の役員就任は、法人に対する出資比率が1/2 以上であることなど、市が法人の経営に関し主導的立場にあることが明確である場合に限り可能とします。

現在役員等に既に就任している場合は、その経緯や状況等を十分に考慮し、経営関与の必要性を検証した上で、可能なものは順次退任することとします。

また、市職員が退職後、直ちに第三セクター等の役員や管理職に就任することは、市と第三セクター等との適正な関係の保持という観点から抑制することとします。

② 職員の派遣

第三セクター等のうち会社法法人については、市職員が出向し事務従事する派遣は、原則として行わないこととします。

なお、市職員が所管の法人の経営状況等の把握のため、オブザーバーとして役員会に出席すること等は、本来業務の範囲内とします。

(4) その他の関与の在り方

① 情報公開

第三セクター等における経営状況等の情報公開については、議会・市民に対する説明責任を果たすため、法令の定めに従って積極的に行うこととします。（別紙2「第三セクター等に関する調査票」）

ただし、会社法法人たる第三セクターの情報公開に関しては、株主の利益に配慮する必要があることから、会社法に照らして適正な情報開示に努めます。

② 株主としての適切な対応

市は、株主としての役割を果たすため、株主総会等における保有する株式数に応じた議決権のほか、株主としての権利を適切に行使します。

第5 第三セクター等の経営健全化の取組

本市は、平成30年2月の国の通知「第三セクター等の経営健全化方針の策定について」（総財公第26号）を踏まえて、次の要件及び内容により、必要な法人ごとに、その合意と協力を得て、「経営健全化方針（別紙3）」を速やかに策定し、経営健全化に取り組むこととします。

1 策定する必要がある要件 【経営悪化状態の判断】

第三セクター等の中で、市が出資（原則として25%以上）を行っている法人、損失補償等の財政援助を行っている法人、その他経営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる法人のうち、次の（1）から（4）までのいずれかに該当する法人とします。

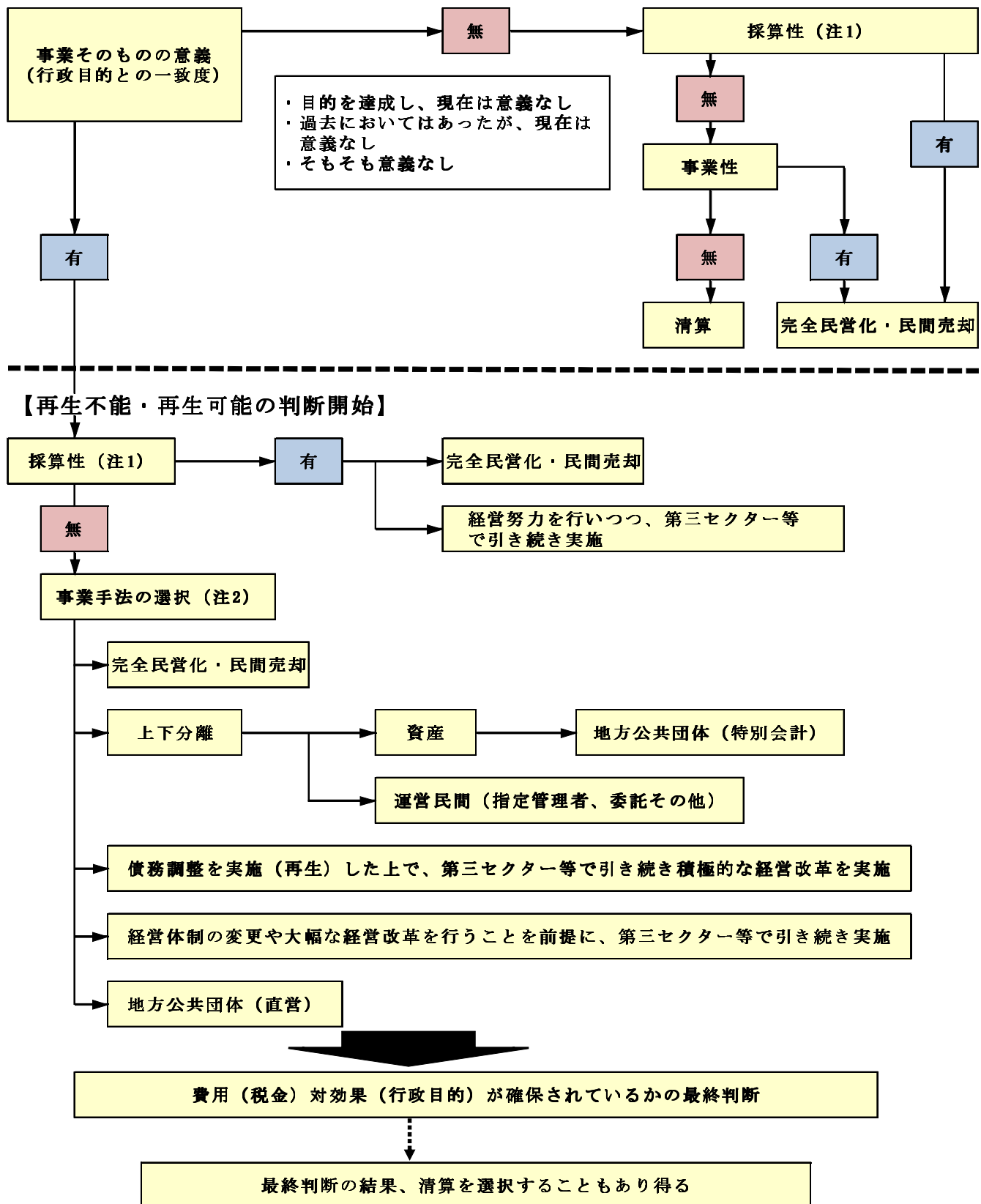
- （1） 債務超過法人
- （2） 実質的に債務超過である法人
事業の内容に応じて時価で評価した場合に債務超過になる法人
- （3） 市が多大な財政的リスクを有する法人
- （4） その他、各地方公共団体において、経常収支など当該法人の経営状況等を勘案し、経営健全化の取組が必要である法人

2 策定する「経営健全化方針」の内容

- （1） 法人の概要
- （2） 経営状況、財政的なリスクの現状及びこれまでの市の関与
- （3） 抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討
- （4） 抜本的改革を含む経営健全化のための具体的な対応
- （5） その他必要な事項

なお、策定時における該当法人の評価に当たっては、外部の専門家等から構成される委員会等を設置することを検討します。

【抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討のフローチャート】



（注1） 採算性の判断に当たっては、基本的に、指針第3を参照のこと。

（注2） 地方公共団体が、補助金を投入する前提で事業手法の選択を行うべきではない。ただし、性質上第三セクター等の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該第三セクター等の事業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費等に限って、補助金を投入することもあり得る。

第三セクター等に関する調査票【公表用】※会社法法人

(一般社団法人及び一般財団法人、土地開発公社については別途様式)

調査年度	
作成年月日	

<団体の基本情報>

法人名		所在地		電話番号	
設立		HPアドレス			
形態・業種等					
業務内容					

<役員状況>

役員員数	内 常勤			内 非常勤			備考
		内 市職員数	内 前市職員数		内 市職員数	内 前市職員数	

<市の関与>

市所管課				指定管理	指定期間	その他
市出資						
(千円)	出資年月	割合(%)	備考	連結対象		団体の損失補償額(千円)
市からの財政支出状況(千円)			前々年度(H28)	前年度(H29)	本年度(H30)	備 考
	委託料					
	補助金					
	貸付金 残高				貸付金総額 ○○○千円(平成●●年●月)	
	その他()					

<経営成績・財務状態> (単位:千円)

【業績】損益計算書		前々年度(H28)	前年度(H29)	本年度(H30)	増減	備考
	売上高					
	営業損益					
	経常損益					
	純損益					
	減価償却費					
	減価償却前当期損益					
【財務】貸借対照表		前々年度(H28)	前年度(H29)	本年度(H30)	増減	備考
	総資産					
	流動資産					
	流動負債					
	自己資本					
	資本金					
	利益剰余金(または累積欠損金)					
	負債					
	うち、借入金					
	流動比率					流動資産÷流動負債
	負債比率					負債÷総資産
	現金等期末残高					

<所管課における評価>

「抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討のフローチャート」(別紙1)による評価	A: 清算
	B: 完全民営化・民間売却
	C: 経営努力を行いつつ、第三セクター等で引き続き実施
	D: 上下分離
	E: 債務調整を実施(再生)した上で、第三セクター等で引き続き積極的な経営改革を実施
	F: 経営体制の変更や大幅な経営改革を行うことを前提に、第三セクター等で引き続き実施
	G: 地方公共団体(直営)
法人の具体的な課題	
その他特記事項	

第三セクター等経営健全化方針

この方針は、相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等と関係を有する地方公共団体が、当該第三セクター等の抜本的改革を含む経営健全化のための方針を定めるものである。

1 作成年月日及び作成担当部署

作成年月日

作成担当部署

2 第三セクター等の概要

法人名

代表者名

所在地

設立年月日

資本金〔 千円【当該地方公共団体の出資額（出資割合） 千円（ %）】〕

業務内容

3 経営状況、財政的なリスクの現状及びこれまでの地方公共団体の関与

（例）法人の経営状況や財政的なリスクの現状

地方公共団体としての財政支援、監査、評価の実施状況

4 抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討

（例）指針の別紙1に定める「抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討のフローチャート」の手順により検討（事業そのものの意義、採算性の判断を踏まえ、事業手法の選択等を行う）

5 抜本的改革を含む経営健全化のための具体的な対応

（例）法人自らによる経営健全化のための具体的な対応

地方公共団体による財政的なリスクへの対処のための具体的な対応

財政的なリスクを解消させるまでのスケジュール

ただし、今後5年間で解消できない場合、その理由と今後5年間の改善方針

（参考）

6 法人の財務状況

	項目	金額（千円）		
		(N-2)年度	(N-1)年度	N年度
貸借対照表から	資産総額			
	（うち現預金）	（ ）	（ ）	（ ）
	（うち売上債権）	（ ）	（ ）	（ ）
	（うち棚卸資産）	（ ）	（ ）	（ ）
	負債総額			
	（うち当該地方公共団体からの借入金）	（ ）	（ ）	（ ）
	純資産総額			

	項目	金額（千円）		
		(N-2)年度	(N-1)年度	N年度
損益計算書から	経常収益			
	経常費用			
	経常損益			
	経常外損益			
	当期純損益			

※ 法人の形態に従って適宜書き換えること

平成 19 年 11 月 6 日
改正 令和元年 9 月 2 日

第三セクター等に関する個別指針

1 趣旨

第三セクター等（第三セクター及び地方公社）の在り方については、事案ごとに支援内容等を検討し、対応するのではなく、一定の基準に基づいて、一貫性のある対応が必要である。

そこで、第三セクター等の経営の健全化のための統一的な基準として、この指針を定めるものとする。

なお、本指針は、浜田市が別に定める「第三セクター等に関する指針（令和元年 9 月）」の実施計画の性格を有するものである。

2 第三セクター等の選定

市が資本参加している第三セクター等 32 団体（令和元年 8 月現在）のうち、市の出資比率、運営費に対する補助金等の支出、融資の状況、役員の就任等から、市の関与の高いものを次のとおり選定した（11 団体）。

具体的には、総務省の実施する「第三セクター等の状況に関する調査」の対象法人を選定している（全国規模法人、金融機関等は対象外）。

第三セクター等に関する個別指針 対象団体一覧 【平成31年3月31日現在】

【※金額単位：千円】

番号	第三セクター等の 名称	主な業務内容	資本金				管理施設				財政負担（予算）			役員の状況		関与度	担当 部署
				うち市出資 金額/割合			名称	所有者	指定管理	指定 管理料	その他 （貸付、 補助等）	うち 市職員					
									選定方法								
1	浜田市土地開発公社	1. 公用地の取得事業 2. 公有用地の処分事業	5,000	5,000	100.0%	無	—	—	—	—	無	—	—	12人	5人	AAA	都市建設部 建設企画課
2	（公財）浜田市教育文化 振興事業団	1. 文化、芸術の振興 2. 高齢者の福祉の増進 3. 児童、青少年の健全育成 4. 教育、スポーツの推進 5. 国際相互理解の促進、開発途上地域 への経済協力	100,000	100,000	100.0%	有	世界こども美術館創作活動館、 石中央文化ホール、石正美術館、 三隅中央公園、田の浦公園、ア クアみすみ、浜田市室内プー ル、三隅B＆G海洋センター、三 隅中央会館、岡見スポーツセン ター	浜田市	有	公募 （浜田市室内 プール） 指名 （上記以外）	有	225,614	3,200 （補助金）	16人	4人	AA	教育部 生涯学習課 文化振興課
3	（公財）島根県西部山村 振興財団	1. 地域材や自然繁殖産品を活用した商 品開発、試販、流通情報収集等 2. 山村振興のための研修、表彰、特産 品フェアの開催等 3. 産業振興のためのソフト開発に対す る援助等	436,000	125,000	28.7%	有	間伐材等地域研究施設	浜田市	無	—	有	0	7,540 （補助金）	9人	0人	A	産業経済部 農林振興課 弥栄支所 産業建設課
4	（公社）浜田漁港排水浄 化管理センター	1. 浜田漁港等の清掃 2. 浜田漁港等における水質汚濁の防止 及び生活環境の美化に関する啓発 3. 浜田漁港水産加工団地の排水浄化施 設の管理運営	31,732	15,000	47.3%	有	浜田漁港共同浄化施設	島根県	無	—	無	—	—	11人	3人	A	産業経済部 水産振興課
5	㈱ゆうひパーク三隅	1. 特産品の展示販売と地域食材の提供 2. 地域情報の発信と道路情報の提供	6,000	3,400	56.7%	有	ゆうひパーク三隅	浜田市	有	指名	有	7,569	0	8人	1人	B	三隅支所 産業建設課
6	ゆうひパーク浜田㈱	1. 道路・観光情報の提供 2. 駐車場及び公園管理 3. 各種催事の企画・開催 4. 観光物産品及び農林水産物（加工品 含む）の販売 5. 飲食店の経営 6. 不動産の賃貸管理等	30,000	8,400	28.0%	有	ゆうひパーク浜田	法人	—	—	無	—	61,537 （貸付金 残）	9人	1人	C	産業経済部 商工労働課
7	㈱三隅町農業支援セン ターみらい	1. 農作業の受託 2. 育苗センター、ライスセンターの管 理運営	5,300	1,500	28.3%	有	三隅町農業支援センターみらい （事務所ほか）	法人	—	—	無	—	—	10人	1人	C	三隅支所 産業建設課
8	金城開発㈱	1. ゴルフ場の経営 2. ゴルフ練習場の経営 3. レストランの経営	400,000	100,000	25.0%	有	金城カントリークラブ	法人	—	—	無	—	—	10人	0人	C	金城支所 産業建設課 産業経済部 商工労働課
9	石見ケーブルビジョン ㈱	1. 放送事業 2. 通信事業	201,600	500	0.2%	有	ケーブルテレビ	法人	—	—	無	—	—	12人	0人	D	地域政策部 政策企画課
10	㈱かくれの里ゆかり	1. ホテル等の開発、経営 2. レストラン等の経営 3. 特産品等の販売 4. 損害保険代理業	65,000	2,000	3.1%	有	かくれの里ゆかり	法人	—	—	無	—	—	7人	0人	D	旭支所 産業建設課
11	島根物産商事㈱	1. 地場産品の店舗販売 2. 地場産品の国内販売	78,000	2,500	3.2%	有	森トピアほか	法人	—	—	無	—	—	10人	0人	D	弥栄支所 産業建設課

3 市の関与度（財政負担の優先度）の把握

第三セクター等について、市の出資比率、管理施設の所有者並びに補助金及び委託料の有無並びにその金額から市の関与度（市が行う財政負担の優先度）を類型化（AAA から D までの 6 段階）し、把握する。

4 市の財政支援に関する指針

第 2 項の表「関与度」の類型に基づき、第三セクター等に対する今後の財政支援について指針を示す。

(1) 関与度 AAA | 地方公社（1 団体）

対象 | 浜田市土地開発公社

当該団体は、法（公拡法）に基づいて設置された団体であり、事業の性格から、市と一体的なものとみなす。また、市の建設事業推進にあたり、国県補助や地方債を活用するに際して、用地の先行取得等の重要な役割を有することから、当分の間存続させる。今後の経営の方針としては、公共用地の代替取得を基本事業とし、独自の開発事業によって発生する債務は市の債務とみなす。

なお、当該団体が債務超過、資金不足等に陥った場合は、全面的に市が責任を負う。

(2) 関与度 AA | 市が 100% 出資する財団で公共性が高いもの（1 団体）

対象 | (公財) 浜田市教育文化振興事業団

当該団体は、公の施設を管理するための法人として平成 8 年度に市が設立した団体であり、市の関与度は極めて高い。しかしながら、指定管理者制度の導入（平成 15 年自治法改正）後においては、指名により当該団体を指定管理者とする必然性は乏しい状況にある。したがって、指定管理に当たっては公募を原則とするものであるが、施設の性格又は設置の経緯によっては当該団体を指名することも可とする。なお、団体を解散する必要がある場合は、出資金の範囲内で清算の措置を行い、問題の解決を図る。職員の退職金については特に注意する。

(3) 関与度 A | 市が出資する公益財団法人及び公益社団法人（2 団体）

対象 | (公財) 島根県西部山村振興財団、

(公社) 浜田漁港排水浄化管理センター

(公財) 島根県西部山村振興財団については、当該財団の設立の経緯から、現状を維持することを基本としつつ、浜田市と同様に出資している他市町と協調した支援等を必要とする場合は、別途検討する。また、

(公社) 浜田漁港排水浄化管理センターについては、公益事業として、島根県有施設の運営のみ行う公益社団法人であり、将来にわたって安定した経営が見込まれることから、現状維持を基本とする。

(4) 関与度 B | 公設の施設を運営する第三セクター (1 団体)

対象 | (有) ゆうひパーク三隅

当該団体は、市が建設した施設（一部民設を含む。）を運営する団体であり、施設の維持管理の主体が市にあるという点で市の関与度は前号「A」の団体に次いで高い。当該団体については指定管理者制度による公募に参加する民間業者に対抗しうる様、早期に経営改善を図ることとする。

基本的には民間セクターへの移行を図るものであるが、団体を解散する必要が生じた場合においては、出資金の範囲内で清算の措置を行う。

(5) 関与度 C | 民設の施設を運営する第三セクターで市の関与度が高いもの (3 団体)

対象 | ゆうひパーク浜田(株)、(有) 三隅町農業支援センターみらい、
金城開発(株)

当該団体は、自らが建設した施設を運営する団体であり、施設の維持管理の主体が団体にあるという点で市の経営に対する責任は比較的低い。ただし、出資比率が 25 パーセント以上であり、国が定める「第三セクター等経営健全化方針」を市の責任において策定する必要性が生じうる対象団体に当てはまる。したがって、経営動向を常に注視し、今後の対応としては、次に掲げるとおりとする。

ア 借入金に対する損失補償等は、一切行わない。

イ 経営状況が悪化した場合は、早期に改善計画の提出を求める。

ウ 市の支援策としては、第三者機関による再生計画及びこれに対する金融機関の承認を得ることを前提として次に掲げる手法に限る。

(ア) 従前の出資割合の範囲内での増資

(イ) 減資

(ウ) 貸付

エ 経営破たんに至った場合は、法的整理を行った後、施設の整理方針を決定する。

オ 経営が改善された場合は、団体に市が保有する株券の買取りを求め、最終的には民間セクターへの移行を目指す（法令を満たす場合に限る。）。

(6) 関与度 D | 民設の施設を運営する第三セクターで市の関与度が低いもの（3 団体）

対象 | 石見ケーブルビジョン(株)、(株)かくれの里ゆかり、島根物産商事(株)

当該団体は、自らが建設した施設を運営する団体のうち、設立時の経緯又は市の出資比率が 10%未満であるという点で前号「C」の団体と比較して市の関与度及び経営に対する責任がより低いものである。

今後の対応としては、次に掲げるとおりとする。

ア 財政的支援（損失補償を含む。）は、一切行わない。

イ 市は出資者の一部にすぎないとの認識に立ち、経営責任を負わない。

ウ 基本的に団体に市が保有する株券の買取りを求め、最終的には民間セクターへの移行を目指す（法令を満たす場合に限る。）。

5 施設運営に対する財政負担の方向性

現状における財政負担（施設運営費）は、第 2 項の表「財政負担（予算）」のとおりである。施設の運営は基本的に利用料金の範囲で行うことが望ましい（公の施設に限る。）が、民間のみでの運営が困難であり、公共セクターが関与しているという性格から、一定の財政負担は避けられないと認識する。財政負担の適正規模については予算編成に委ねるものであるが、ここでは基本的方向性を示すことで、施設間の公平性を見出す。

- (1) レストラン部門等の収益事業において民間と完全に競合する部門については、独立採算を原則とし、運営費に対する財政負担を計画的に削減し、最終的には財政負担を行わないことを目指す。
- (2) 前号の収益事業に係る施設の軽微な維持修繕費及び備品購入費は第三セクター等が当該団体の収益の中から調達する。
- (3) 施設の大規模修繕（適債性を有する程度のもの）を行う場合は、第 4 項の指針に基づいた整理がなされている場合に限る。

「第三セクター等に関する個別指針」新旧対照表（下線部分が改正箇所）

現行	改正後
平成 19 年 11 月 6 日	平成 19 年 11 月 6 日 改正 令和元年 9 月 2 日
地方公社等に対する市の関与の見直し指針	第三セクター等に関する個別指針
1 趣旨 第三セクター、公社、財団等（以下「地方公社等」という。）の在り方については、事案ごとに支援内容等を検討し、対応するのではなく、一定の基準に基づいて、一貫性のある対応が必要である。 合併協定における「地方公社等の経営の健全化については、自治区の責任において必要な措置を講ずること」を前提とし、地方公社等の経営の健全化のための統一的な基準として、この指針を定めるものとする。 なお、本指針は、浜田市が別に定める「地方公社等に関する指針（平成 19 年 11 月）」に基づく見直しの実施計画の性格を有するものである。 2 地方公社等の選定 市が資本参加している地方公社等 52 団体のうち、市の出資比率、運営費に対する補助金等の支出、融資の状況、役員の就任等から、市の関与の高いものを次のとおり選定した（19 団体）。 _____ _____ _____	1 趣旨 第三セクター等（第三セクター及び地方公社）の在り方_____については、事案ごとに支援内容等を検討し、対応するのではなく、一定の基準に基づいて、一貫性のある対応が必要である。 そこで、第三セクター等_____の経営の健全化のための統一的な基準として、この指針を定めるものとする。 なお、本指針は、浜田市が別に定める「第三セクター等に関する指針（令和元年 9 月）」_____の実施計画の性格を有するものである。 2 第三セクター等の選定 市が資本参加している第三セクター等 32 団体（令和元年 8 月現在）のうち、市の出資比率、運営費に対する補助金等の支出、融資の状況、役員の就任等から、市の関与の高いものを次のとおり選定した（11 団体）。 具体的には、総務省の実施する「第三セクター等の状況に関する調査」の対象法人を選定している（全国規模法人、金融機関等は対象外）。 （※改正後の一覧表については、記載事項を追加の上、改めて別紙で表示）

「第三セクター等に関する個別指針」新旧対照表（下線部分が改正箇所）

現行							改正後						
地方公社等の名称	出資比率 (%)	管理施設所有者	補助金・委託料		管理する施設の名称	関与度	第三セクター等の名称	出資比率 (%)	管理施設所有者	補助金・委託料		管理する施設の名称	関与度
			有無	金額（千円）						有無	金額（千円）		
浜田市土地開発公社	100.0		無		なし	AAA	浜田市土地開発公社	100.0		無		なし	AAA
(財) 浜田市教育文化振興事業団	100.0	浜田市	有	167,489	世界こども美術館創作活動館、石中央文化ホール、サンマリン浜田、サン・ビレッジ浜田	AA	(公財) 浜田市教育文化振興事業団	100.0	浜田市	有	228,814	世界こども美術館創作活動館、石中央文化ホール、石正美術館、三隅中央公園、田の浦公園、アクアすみ、浜田市室内プール、三隅B&G 海洋センター、三隅中央会館、岡見スポーツセンター	AA
(財) 三隅町教育文化振興財団	100.0	浜田市	有	123,763	石正美術館、三隅中央公園、アクア三隅、田ノ浦公園、三隅中央会館、岡見スポーツセンター	AA	(財) 三隅町教育文化振興財団	【法人】平成22年4月（公財）浜田市教育文化振興事業団と合併 【施設】平成18年4月～ 指定管理					
(財) 金城町開発公社	100.0	浜田市	無		美又温泉国民保養センター	A	(財) 金城町開発公社	【法人】平成20年9月 解散 【施設】平成18年4月～27年3月 指定管理、平成27年4月～31年3月 直営、令和元年7月～ 指定管理					
(財) ふるさと弥栄振興公社	100.0	浜田市	有	43,030	ふるさと体験村	A	(財) ふるさと弥栄振興公社	【法人】平成30年3月 解散 【施設】平成18年4月～ 指定管理、平成30年4月～9月 直営、平成30年10月～ 休止					
(財) 浜田市都市環境整備公社	100.0		無		墓地	A	(財) 浜田市都市環境整備公社	【法人】平成23年4月 解散 【施設】残余財産（墓地）は市に寄附					
(財) 島根県西部山村振興財団	28.7	財団	有	2,000	間伐材等地域研究施設	A	(公財) 島根県西部山村振興財団	28.7	財団	有	7,540	間伐材等地域研究施設	A
							(公社) 浜田漁港排水浄化管理センター	47.3	島根県	無		浜田漁港共同浄化施設	A
(株) かなぎ	60.9	浜田市	有	23,000	かなぎウェスタンライディングパーク	B	(株) かなぎ	【法人】平成24年3月 解散 【施設】平成18年4月～ 指定管理、平成24年4月～25年3月 直営、平成25年4月～ 指定管理					
(株) リフレッシュかなぎ	60.0	浜田市・一部法人	無		リフレパークきんたの里	B	(株) リフレッシュかなぎ	【法人】平成21年1月 市保有株の全部を民間へ分割譲渡 【施設】平成18年4月～ 指定管理、平成20年9月 施設（法人所有）を市が取得、					
(有) かなぎ加工センター	46.5	浜田市	無		かなぎ加工センター	B	(有) かなぎ加工センター	【法人】平成21年5月 解散 【施設】平成18年4月～28年10月 指定管理、平成28年11月 市有施設を民間譲渡					
(有) ゆうひパーク三隅	56.7	浜田市	有	4,980	ゆうひパーク三隅	B	(有) ゆうひパーク三隅	56.7	浜田市	有	7,569	ゆうひパーク三隅	B
ゆうひパーク浜田(株)	14.0	法人	無		ゆうひパーク浜田	C	ゆうひパーク浜田(株)	28.0	法人	無		ゆうひパーク浜田	C
(株) はまだ特産品センター	15.0	法人	無		しまねお魚センター	C	(株) はまだ特産品センター	【法人】令和元年6月 解散 【施設】令和元年6月 施設（法人所有）を市が取得、令和2年11月～ 指定管理（予定）					

「第三セクター等に関する個別指針」新旧対照表（下線部分が改正箇所）

現行							改正後						
地方公社等の名称	出資比率 (%)	管理施設所有者	補助金・委託料		管理する施設の名称	関与度	第三セクター等の名称	出資比率 (%)	管理施設所有者	補助金・委託料		管理する施設の名称	関与度
			有無	金額 (千円)						有無	金額 (千円)		
(有)三隅町農業支援センターみらい	28.8	法人	無		三隅町農業支援センターみらい	C	(有)三隅町農業支援センターみらい	28.8	法人	無		三隅町農業支援センターみらい事務所ほか	C
							金城開発(株)	25.0	法人	無		金城カントリークラブ	C
石央マリン開発(株)	9.6	法人	無		森トピア	D	【法人】平成30年3月 解散 【施設】施設（法人所有）は島根物産商事(株)が取得						
石見ケーブルビジョン(株)	0.2	法人	無		ケーブルテレビ	D	石見ケーブルビジョン(株)	0.2	法人	無		ケーブルテレビ	D
金城開発(株)	25.0	法人	無		金城カントリークラブ	D							
(株)かくれの里ゆかり	3.1	法人	無		かくれの里ゆかり	D	(株)かくれの里ゆかり	3.1	法人	無		かくれの里ゆかり	D
島根物産商事(株)	3.2	法人	無		森トピア外	D	島根物産商事(株)	3.2	法人	無		森トピアほか	D
3 市の関与度（財政負担の優先度）の把握							3 市の関与度（財政負担の優先度）の把握						
地方公社等について、市の出資比率、管理施設の所有者並びに補助金及び委託料の有無並びにその金額から市の関与度（市が行う財政負担の優先度）を類型化（AAAからDまでの6段階）し、把握する。							第三セクター等について、市の出資比率、管理施設の所有者並びに補助金及び委託料の有無並びにその金額から市の関与度（市が行う財政負担の優先度）を類型化（AAAからDまでの6段階）し、把握する。						
4 現状における実質的な債権及び債務の洗い出し													
現状における地方公社等に対する市の債権及び債務の状況は、別表中の「債権債務」とおりである。これに掲げるもの以外に実質的な市の債権又は債務の有無を改めて地方公社等に対して確認する。具体的には、覚書、口頭の類を含め市が債権又は債務（主に職員退職金等）を有していないかを調査する。													
なお、調査に当たっては、特に地方公社等が有する借入金（不良債権を含む。）に着目し、法的整理（破産手続）を行った場合に出資金を超えて市の負担が生じるものはないかという視点で行う。							【削除理由】 第三セクター等に関する指針（P4）に掲載済み。						

「第三セクター等に関する個別指針」新旧対照表（下線部分が改正箇所）

現行	改正後
5 債権及び債務の履行の確認 前項で確認した債権及び債務について、その<u>確実な履行が可能か否か個別に検討する</u>。債権については、その回収計画に疎漏はないか、また、回収リスクがある場合の対応策はいかにあるべきかを具体的に示す。債務については、<u>確定しているものは地方公社等が作成した具体的な返済計画（財源対策を含む。）を、未確定なものはその状況（理由、想定金額、年次等）を示す。</u>	
6 市の<u>新たな</u>財政支援に関する指針 第2項の表「関与度」の類型に基づき、<u>地方公社等</u>に対する今後の財政支援について指針を示す。 なお、当該指針の実施に当たっては、「<u>自治区の責任</u>」において行い、実施後に<u>新たな問題が生じた場合は、「市全体の責任」において財源対策を含めて問題の解決を図る。</u> (1) 関与度 AAA <u>土地開発公社</u> 当該団体は、法（公拡法）に基づいて設置された団体であり、事業の性格から、市と一体的なものとみなす。<u>特に市の債務を肩代わりさせているものは当然のこと、実質的に債務保証している用地等の処分等に当たっては、関連道路の整備、公共事業の導入等を行うことにより主体的に協力及び支援を行う。</u>今後の経営の方針としては、公共用地の代替取得を基本事業とし、独自の開発事業によって発生する債務は市の債務とみなし、計画の徹底的な検証を行うものとする。 なお、当該団体が債務超過、資金不足等に陥った場合は、全面的に市が責任を負う。 (2) 関与度 AA <u>市が100%出資する財団で公共性が高いもの（2団体）</u>	4 市の_____財政支援に関する指針 第2項の表「関与度」の類型に基づき、<u>第三セクター等</u>に対する今後の財政支援について指針を示す。 (1) 関与度 AAA <u>地方公社（1団体）</u> <u>対象 浜田市土地開発公社</u> 当該団体は、法（公拡法）に基づいて設置された団体であり、事業の性格から、市と一体的なものとみなす。<u>また、市の建設事業推進にあたり、国県補助や地方債を活用するに際して、用地の先行取得等の重要な役割を有することから、当分の間</u>存続させる。_____今後の経営の方針としては、公共用地の代替取得を基本事業とし、独自の開発事業によって発生する債務は市の債務とみなす。 なお、当該団体が債務超過、資金不足等に陥った場合は、全面的に市が責任を負う。 (2) 関与度 AA <u>市が100%出資する財団で公共性が高いもの（1団体）</u> <u>対象 （公財）浜田市教育文化振興事業団</u>

「第三セクター等に関する個別指針」新旧対照表（下線部分が改正箇所）

[illegible]

「第三セクター等に関する個別指針」新旧対照表（下線部分が改正箇所）

現行	改正後
する場合は、別途検討する。_____ _____ _____ (4) 関与度 B__公設の施設を運営する第三セクター__<u>(4 団体)</u> _____ 当該団体は、市が建設した施設（一部民設を含む。）を運営する団体であり、施設の維持管理の主体が市にあるという点で市の関与度は前号「A」の団体に次いで高い。当該団体については指定管理者制度による公募に参加する民間業者に対抗しうる様、早期に経営改善を図ることとする。 <u>なお、第三セクターが建設した施設についても、整理を行う必要がある。特にこれらに借入金がある場合は、これを解消すべく市が買取り（公有財産購入費による。）を行う（借入金がない場合であっても同様とする。）。その上で、第三セクターの必要性を検討することになるが、基本的には民間セクターへの移行を図る。</u> _____団体を解散する必要がある場合においては、出資金の範囲内で清算の措置を行い、これを超える場合は、「自治区の責任」において「地域振興基金」により対応する。 (5) 関与度 C__民設の施設を運営する第三セクターで市の関与度が高いもの（3 団体） _____ 当該団体は、自らが建設した施設を運営する団体であり、施設の維持管理の主体が団体にあるという点で市の経営に対する責任は比較的低い。ただし、<u>施設の建設に当たって公益性の観点から市の関与が高く、市の経営責任が避けられない団体である。これらは、経営破たんの可能性を抱えており、_____経営動向を常に注視する。今後の対応としては、「自治区の責任」において次に掲げるとおりとする。</u> ア 借入金に対する損失補償等は、一切行わない。 イ 経営状況が悪化した場合は、早期に改善計画の提出を求める。	する場合は、別途検討する。<u>また、（公社）浜田漁港排水浄化管理センターについては、公益事業として、島根県有施設の運営のみ行う公益社団法人であり、将来にわたって安定した経営が見込まれることから、現状維持を基本とする。</u> (4) 関与度 B__<u>公設の施設を運営する第三セクター</u>__<u>(1 団体)</u> <u>対象 (有) ゆうひパーク三隅</u> 当該団体は、市が建設した施設（一部民設を含む。）を運営する団体であり、施設の維持管理の主体が市にあるという点で市の関与度は前号「A」の団体に次いで高い。当該団体については指定管理者制度による公募に参加する民間業者に対抗しうる様、早期に経営改善を図ることとする。 _____ _____ _____基本的には民間セクターへの移行を図る<u>ものであるが、</u>団体を解散する必要がある場合においては、出資金の範囲内で清算の措置を行う。 _____ (5) 関与度 C__<u>民設の施設を運営する第三セクターで市の関与度が高いもの（3 団体）</u> <u>対象 ゆうひパーク浜田(株)、（有）三隅町農業支援センターみらい、金城開発(株)</u> 当該団体は、自らが建設した施設を運営する団体であり、施設の維持管理の主体が団体にあるという点で市の経営に対する責任は比較的低い。ただし、<u>出資比率が 25 パーセント以上であり、国が定める「第三セクター等経営健全化方針」を市の責任において策定する必要性が生じうる対象団体に当てはまる。したがって、経営動向を常に注視し、_____今後の対応としては、_____次に掲げるとおりとする。</u> ア 借入金に対する損失補償等は、一切行わない。 イ 経営状況が悪化した場合は、早期に改善計画の提出を求める。

「第三セクター等に関する個別指針」新旧対照表（下線部分が改正箇所）

現行	改正後
ウ 市の支援策としては、第三者機関による再生計画及びこれに対する金融機関の承認を得ることを前提として次に掲げる手法に限る。 （ア） 従前の出資割合の範囲内での増資 （イ） 減資 （ウ） 貸付 エ 経営破たんに至った場合は、法的整理を行った後、施設の整理方針を決定する。 オ 経営が改善された場合は、団体に市が保有する株券の買取りを求め、最終的には民間セクターへの移行を目指す（法令を満たす場合に限る。）。) (6) 関与度 D_民設の施設を運営する第三セクターで市の関与度が低いもの <u>(5 団体)</u> 当該団体は、自らが建設した施設を運営する団体のうち、設立時の経緯又は市の出資比率が 10%未満であるという点で前号「C」の団体と比較して市の関与度及び経営に対する責任がより低いものである。 今後の対応としては、次に掲げるとおりとする。 ア 財政的支援（損失補償を含む。）は、一切行わない。 イ 市は出資者の一部にすぎないとの認識に立ち、経営責任を負わない。 ウ 基本的に団体に市が保有する株券の買取りを求め、最終的には民間セクターへの移行を目指す（法令を満たす場合に限る。）。) 7 第三者評価及び経営改善計画 <u>第 2 項の表に掲げる地方公社等（前項第 1 号「AAA」の土地開発公社、同項第 2 号「AA」の財団法人浜田市都市環境整備公社及び同項第 6 号「D」の団体を除く。）については、直ちに経営状況に関する「第三者評価（税理士等による簡易な経営診断等）」を行うことを求める。これを受け、市において必要と判断した場合は地方公社等自らが作成した「経営改善計画」の提出を求め、地方公社等に対する市の対応を改めて検討する。</u>	ウ 市の支援策としては、第三者機関による再生計画及びこれに対する金融機関の承認を得ることを前提として次に掲げる手法に限る。 （ア） 従前の出資割合の範囲内での増資 （イ） 減資 （ウ） 貸付 エ 経営破たんに至った場合は、法的整理を行った後、施設の整理方針を決定する。 オ 経営が改善された場合は、団体に市が保有する株券の買取りを求め、最終的には民間セクターへの移行を目指す（法令を満たす場合に限る。）。) (6) 関与度 D_民設の施設を運営する第三セクターで市の関与度が低いもの <u>(3 団体)</u> <u>対象 石見ケーブルビジョン(株)、(株)かくれの里ゆかり、島根物産商事(株)</u> 当該団体は、自らが建設した施設を運営する団体のうち、設立時の経緯又は市の出資比率が 10%未満であるという点で前号「C」の団体と比較して市の関与度及び経営に対する責任がより低いものである。 今後の対応としては、次に掲げるとおりとする。 ア 財政的支援（損失補償を含む。）は、一切行わない。 イ 市は出資者の一部にすぎないとの認識に立ち、経営責任を負わない。 ウ 基本的に団体に市が保有する株券の買取りを求め、最終的には民間セクターへの移行を目指す（法令を満たす場合に限る。）。) 【削除理由】 平成 19 年度の指針策定時に実施済み。

「第三セクター等に関する個別指針」新旧対照表（下線部分が改正箇所）

現行	改正後
8 施設運営に対する財政負担の方向性 現状における財政負担（施設運営費）は、第2項の表「補助金・委託料の金額」のとおりである。施設の運営は基本的に利用料金の範囲で行うことが望ましい（公の施設に限る。）が、民間のみでの運営が困難であり、公共セクターが関与しているという性格から、一定の財政負担は避けられないと認識する。財政負担の適正規模については予算編成に委ねるものであるが、ここでは基本的方向性を示すことで、施設間の公平性を見い出す。 (1) レストラン部門等の収益事業において民間と完全に競合する部門については、独立採算を原則とし、運営費に対する財政負担を計画的に削減し、最終的には財政負担を行わないことを目指す。 (2) 前号の収益事業に係る施設の軽微な維持修繕費及び備品購入費は<u>地方公社等</u>が当該団体の収益の中から調達する。 (3) 施設の大規模修繕（適債性を有する程度のもの）を行う場合は、<u>第6項</u>の指針に基づいた整理がなされている場合に限る。 (4) <u>指定管理者制度において指名制を採用した施設の維持管理に係る委託費（運営費補助を含む。）については、毎年度精算を行うこととし、剰余金の一定割合を市に返還することを義務付ける。</u>	【注】「補助金・委託料の金額」は、改正後「財政負担（予算）」に差替↓ 5 施設運営に対する財政負担の方向性 現状における財政負担（施設運営費）は、第2項の表「補助金・委託料の金額」のとおりである。施設の運営は基本的に利用料金の範囲で行うことが望ましい（公の施設に限る。）が、民間のみでの運営が困難であり、公共セクターが関与しているという性格から、一定の財政負担は避けられないと認識する。財政負担の適正規模については予算編成に委ねるものであるが、ここでは基本的方向性を示すことで、施設間の公平性を見い出す。 (1) レストラン部門等の収益事業において民間と完全に競合する部門については、独立採算を原則とし、運営費に対する財政負担を計画的に削減し、最終的には財政負担を行わないことを目指す。 (2) 前号の収益事業に係る施設の軽微な維持修繕費及び備品購入費は<u>第三セクター等</u>が当該団体の収益の中から調達する。 (3) 施設の大規模修繕（適債性を有する程度のもの）を行う場合は、<u>第4項</u>の指針に基づいた整理がなされている場合に限る。 【削除理由】 指定管理者の種別または財務状況により、個別に決定するため 【削除理由】 公共施設等再配置計画等で実施。
9 地方公社等が運営する施設の在り方 <u>地方公社等の経営を考える上で、地方公社等が運営する施設の在り方についても明確にする必要がある。そこで、当該施設の存続、廃止又は統合を含めた市の方針決定を併せて行う。</u>	

「第三セクター等に関する個別指針」新旧対照表（下線部分が改正箇所）

現行	改正後
<u>10 施行期限等</u> <u>(1) 「債権及び債務の洗い出し」 平成 19 年 10 月</u> <u>(2) 「指針の公表」 平成 19 年 12 月議会（全員協議会）</u> <u>(3) 「第三者評価」 平成 20 年 3 月</u> <u>(4) 「経営改善計画」 平成 20 年 6 月</u> <u>(5) 「地方公社等個別方針決定」（地方公社等が運営する施設の在り方を含む。） 平成 20 年 10 月</u>	【削除理由】 平成 19 年度の指針策定時の施行期限等であり、実施済。

浜田市自治区設置条例（平成17年浜田市条例第308号）新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
（地域協議会の委員の任期等） 第7条 委員の任期は、<u>2年</u>とする。ただし、補欠の任期は、前任者の残任期間とする。 2・3 〔略〕 （自治区長の任期） 第10条 自治区長の任期は、<u>4年</u>とする。ただし、補欠の自治区長（浜田自治区長を除く。以下同じ。）の任期は、前任者の残任期間とする。 （自治区の設置期間） 第13条 自治区の設置期間は、この条例の公布の日から<u>平成32年3月31日</u>までとする。	（地域協議会の委員の任期等） 第7条 委員の任期は、<u>1年</u>とする。ただし、補欠の任期は、前任者の残任期間とする。 2・3 〔略〕 （自治区長の任期） 第10条 自治区長の任期は、<u>1年</u>とする。ただし、補欠の自治区長（浜田自治区長を除く。以下同じ。）の任期は、前任者の残任期間とする。 （自治区の設置期間） 第13条 自治区の設置期間は、この条例の公布の日から<u>令和3年3月31日</u>までとする。

【委員まとめ】 「公民館のコミュニティセンター化」についての意見

1. 公民館のコミュニティセンター化（執行部案）について、現時点で OK なのか？ NO なのか？
どの部分が良くて、どの部分がだめなのかを記載してください。

委員 11 人中、賛成 6 人、 反対 3 人、 不明・どちらとも言えない 2 人

【OK：賛成】

- ☐ 自治区制度後の新しいまちづくりの根幹を成す制度（考え方）の一つとして必要な考え方。また、行財政改革大綱にも記された「市民との協働によるまちづくり」推進の観点にも添ったものとして推進すべきもの。ただし、「公民館」が持つ社会教育の考え方をベースにした機能付加であることが前提。
- ☐ 執行部案について OK（賛成）である。町内会を解散したところや、以前より隣接町内間のトラブルが根強く残っている状況において、コミュニティセンター化は、問題解決を図り調整や支援できる組織であると思うことから、まちづくり推進に大いに役立つものとする。
- ☐ OK です。ただし管理委託については、当面直営を考えているとの事だが、出来るところからスタートするのではなく、一斉にスタートすること。また、部長の説明では職員（主事）が増えるという説明であったが、例えば三隅自治区で 1 館につき 3 名の主事が配置されるのであれば賛成するが、現行の 2 名であれば今まで以上に仕事が増えることが懸念されるため賛成できない。館長についても勤務時間延長を本当に望んでいるのか？嘱託職員並みになることでやらない人も出てくるのではないか。現行プラス 20 時間分の時間外手当位でよいのでは。
- ☐ 賛成。今まで以上に多くの人が気軽に集まることができる。市民の地域づくりの意欲を高める場になる。
- ☐ 基本的には賛成ですが、急いでコミセン化する必要があるのか？という気もします。良いところ＝センター長の存在。ダメなところ＝いろいろ盛り込みすぎではないか？大丈夫ですか。
- ☐ OK（賛成）

【NO：反対】

- ☐ 公民館温度差があり、自治区制度に変わる制度の位置づけとは思わない。ただし、自治区制度とは、関係なく、新たな町づくりを推進する為には、必要と思う。
- ☐ （現時点では反対）
「新たな住民主体のまちづくり」を方針としている。しかし、公民館エリア毎に「まちづくり」に大きな差があり、現状のままでコミュニティセンター化は、公民館とまちづくり組織へ混乱を与えるだけです。「まちづくり」は幅広く自由度の高い活動であるべきで、片や古くからの型に縛られかねない組織としての公民館が、融合して活動することは簡単ではないと思います。以前にも私見として提案しましたように、まずは融合しての活動を開始することから始めるべきです。
- ☐ 今回のコミュニティセンター化の提案に対し私自身は唐突感が否めず、「1 年半後にスタート」というのは乱暴すぎると受け止めているが、執行部にその点での危機感がないように見えることが恐ろしく、その点で言えば NG である。また、浜田公民館エリアの公民館は 1 館のみでスタートするのか。それでいいのか。

【どちらとも言えない】

- ☐ 内容がまだ明確になっておらず、あまり記述できる状況にない。ただ、実施期日は令和 3 年度からと明記されており、しかも 26 館全館でスタートしたいとのことだが期間も少なく見切りスタートになるものと懸念する。もう少し検討期間が必要ではないか。コミセンの名前も良くないとのこと。
- ☐ 現時点での執行部の提出案の説明で、住民主体のまちづくりを支援する体制の強化する、地域の個性あるまちづくりや住民自治の推進との事ですが、具体的な説明を伺いたい。

2. **不安、問題要素**があれば、記載してください。
3. **必要とされる機能**があれば、記載してください。
4. 現時点での**執行部案とは別に委員の考え**があれば、記載してください。
5. その他で執行部に対して、これは**意見しておきたい、今後検討してほしい内容**があれば、記載してください。

上記の質問についての各委員の意見を下記の 5 項目に分類

1. 管理運営について
2. 機能・役割について
3. 職員体制
4. 関連予算
5. その他（まちづくり全般・地域協議会等について）

1. 管理運営について

【不安・問題要素】

- ☐ 委託のイメージと移行スケジュールは？（直営との比較検討状況結果はどのようなもの？）
- ☐ 直営方式から委託方式に変更されるが、委託先や委託方法については今後の研究課題と聞いている、何も決まっていない状況で住民や関係者にとっては不安である。
- ☐ 旧那賀郡と旧浜田市では公民館の必要性も考え方も違うこと。 浜田公民館と石見公民館エリアで機能するか疑問。管理運営委託先はあるのか。

【執行部案とは別の委員の考え】

- ☐ 三隅自治区においては、まちづくり推進委員会の事務局を公民館が担っているため、公民館とまちづくり委員会の距離が近く、事業の連携や協力が進んでいると思われる。その中で、新たな管理委託先が出てくることでこれまでの関係性を保つことが出来るのか。そのためには、まちづくり委員会が委託管理先になるのも方法の 1 つかと思うが、その際は社会保険労務士や税理士などと常に相談できる体制が必要だと考える。（雲南市を参考に検討頂きたい）

2. 機能・役割について

【必要とされる機能】

- ☐ 公民館で、地域の問題点を話し合い、市に要望出来る体制を望む。
- ☐ 条例に市民が望むことをどのような手順で解決できそれを誰が確実に補完するかを織り込むべき。
- ☐ 公民館としての「人づくり・計画づくり」、まちづくり組織としての「計画づくり・計画の実行」がうまく機能する組織を。
- ☐ 『学習機能 + 実践』
 - ・お茶の間機能（多世代が交流する場の提供）
 - ・地域課題に対する相談窓口（事業化支援）
 - ・地域アクターの育成機能（まちづくり委員会と地域との接続）
 - ・生涯学習機能（学びの提供）
 - ・学校教育のサポート（地域との接続支援）
- ☐ （採用と育成に求めること）
 - ・新規で採用が必要となるポジションのペルソナ設計
 - ・人材育成（社会教育士の取得に対する支援、事業提案能力の向上）
- ☐ 解決を図り、調整や支援できる組織体制の構築

- ☐ 地域資源である人材活用及び人材育成の推進
- ☐ 地域リーダーの養成が必要
- ☐ 各自治区単位に連携主事を配置とあるが、どのような人物を想定しているのか。社会教育を理解している地域づくりのプロフェッショナルな人材配置が必要ではないかと考える。行政職員ではスキルの違いにより、濃淡が出てくるのが懸念される。
- ☐ 地域協議会がもっと設立にむけ前向きに関わること
- ☐ 先日の研修によると、教育は学校のなかだけでは完結せず、学校と地域が一緒になって子供を育てる時代だと言われていた。社会教育は一般行政より優位付けしなくてはいけないと。また、住民自治がしっかりしていると、子ども達もかえってくると。公民館の場での社会教育はとても重要な時代に入ってきたと感じた。
- ☐ 土日開館、21 時までの開館。現役世代は生活時間合わないため利用しにくい、ひと月の数日でも良いので幅広い世代が利用しやすいように、開館した方が良いのでは。
- ☐ 公民館自体が行政の出先機関だと認識している人も多い。そのための人員の確保。
- ☐ 地域の縦割りを横につなぐ、調整役が必要で、連携主事の配置。

【執行部案とは別の委員の考え】

- ☐ 街全体としての社会教育基盤（ソフト事業）が必要。例）市民大学：公民館で開講されているどの講義も受講可能であることを一つの事業としてわかりやすく市民に提示できるような仕組みの実装。若者向けの講義（学びの場・教養を身につける場）の設計など。
- ☐ 老若男女の各々が活躍できる仕組みづくりが必要

【執行部への意見・検討してほしい内容】

- ☐ コミュニティセンターに求める機能を考慮し、公民館区や体制の見直しが必要。特に浜田公民館、石見公民館区は小学校区とも一致しておらず現場ではやりにくさが以前より生じている現状がある（松原小学校、一中・二中）。
- ☐ コミュニティセンター化はあくまで機能論であって、名称は「公民館」に据え置きの方が馴染みがあってよいし、業務に支障はないものとする（条例の整理が必要か）。
- ☐ コミュニティセンターに求める機能は上記の通り。将来的には学校に増える空き教室をつかった公民館活動が行われることで、学校と地域との接続が物理的にスムーズに図られるものとする。（cf：豊川小学校@益田）

3. 職員体制について

【不安・問題要素】

- ☐ 新規で配置される人員の確保および育成の具体的手法は？
- ☐ 事務局員の過度な事務負担にならないよう、配慮すべきだと思う
- ☐ 公民館職員の処遇が心配。
- ☐ 職員体制を充実し、地域でしっかり解決ができるようにする、嘱託などでは機能しない。

【執行部案とは別の委員の考え】

- ☐ 連携主事は、各公民館に 1 名配置する（当分の間）。

4. 関連予算について

【不安・問題要素】

- ☐ コミュニティセンターに求められている事業が十分に行える予算確保は？

5. その他（まちづくり全般・地域協議会等について）

【不安・問題要素】

- 内容の説明を受けても、どのような体制になるか、理解出来ない。コミュニティセンター化のモデル公民館を作り、対応するべきだ。
- 公民館毎の活動に大きな差が有ることは問題。また、「(仮称)浜田市協働のまちづくり推進条例(骨子)」が、誰のためにあるのか明確でない。・・・『市民のために私たちは（誰が）このようにする？』
- 浜田以外の自治区は、これまでの活動や地域協議会の蓄積により、それなりにまちづくりは進んでいくように思えるが、浜田自治区については不安が先に立つ。地域協議会の体制はそのままというが、意見集約さえままならない浜田自治区の現状をどうするのか、今回、その方向性は提案されていない。
- 公民館単位のコミセン活動での市民の意見を、どう地域協議会に集約していくのか。これまで、まちづくり推進委員会の意見はどのように集約されていたのか。
- コミセン化により、「何でも屋」だと思われたい事が重要。これまでは、公民館の施設は団体自治の位置づけであったが、これが民間委託という考え方であれば住民自治の位置づけになると考えられる。それにより、各種グループの事務局や自治会関係業務などをコミセンに押し付けられないか心配。また、現時点で自治区によって公民館の機能が違うのはどう整理していくのか。(行政窓口、出張所、図書館など)
- 浜田自治区のまちづくり推進委員会の未設立のところの対応
- 行政がたて割り、地域も自治会、行政連絡員、公民館、社会福祉協議会、市役所、社会福祉協議会などでたて割り、地域コミュニティづくりに支障があり、市役所の縦割りを解消する

【執行部案とは別の委員の考え】

- 地域協議会を調整整理するべきだ。
- 市内を再度調査し、公民館とまちづくり組織が連携・活動している地域を試験的に「仮コミセン」として活動の補助を行い、どのようにコミセンを構築すべきか試行を先行する必要がある。
- まちづくりは住民が主役なのは言うまでもないが、それをより良いものにしていくには支援が必要な部分もあるが、住民が自分たちで地域を良くしていく意識を持つことが一番。そのため社会教育の充実が必要だと思います。地域意識は浜田市全体ではまだまだ温度差があります、ゆっくり地域実情を聞いて、時間をかけてまちづくりを進めていくべきです。

【執行部への意見・検討してほしい内容】

- 「公民館＝社会教育の考え方をまちづくりの基本的な考え方に据えます！」くらいの短くわかりやすいメッセージで説明を。
- 「まちづくりの機能を付加する」という説明だけでは、イメージがしにくい。移行した後に想定される具体的な変化を示した方がわかりやすい。そうすることで、場所によっては、「すでにやっている」ということが明確化され、「それをめざしていること」&「その活動に費用面でのサポートが拡充されること」を示せばある程度の不安は払拭されるのではないかと。できていないところとできているところを一律に考える（スタートを同じにする）必要はない。むしろできていないところへの支援が必要。
- 条例へ、「市長は意見を聞く」、「市長へ意見することができる」などの、効果の見えない文言を入れることは避けるべき。
- 今後、市民に対するコミセン化の説明にあたっては、全国の実例（成功例、失敗例）を最大限紹介することが、市民の理解を進める最大のカギだと考えている。

- 1年で検討するということだが、これまで進展しなかったものが、果たした1年で方向性を見出せるのか。1年に限らず多くの方を巻き込んで検討していくことが必要と考えます。全国的な事例や地域の求めるもの行政の求めるものを総合的に判断しながら、慎重に物事を動かしていくことが重要ではないか。
- コミュニティーセンター化については、地域住民、公民館と説明会や意見交換を行って頂きたい。
- 地域の自治づくり、コミュニティセンター化などは、時代とともに進化するもの、小さく生んで大きく育てる。
- 公民館、コミュニティセンターは、自治区間で濃淡、差異があり、その地区の伝統、特殊性は考慮しつつ、時代とともに全市で制度を統一、収斂させる。

公民館のコミュニティセンター化について

公民館 【2020 年度（令和 2 年度）まで】	区分	コミュニティセンター化 【2021 年度（令和 3 年度）～】
設 置		設 置
◆公民館 26 館 ◆ 同 分館 9 館	変更	◆現公民館を継承 26 ヶ所 ◆ 同 分館 9 ヶ所
所 管		所 管
◆教育委員会	変更	◆市長部局
根 拠		根 拠
◆浜田市立公民館条例	変更	◆（仮称）浜田市協働のまちづくり推進条例 ◆施設設置条例 ※社会教育の拠点としての位置付けは残す
管理運営		管理運営
◆公民館 直営 ◆分館 ※自治会へ管理委託 有福分館のみパート雇用（2 名）	変更	◆管理運営委託（管理団体へ委託します） ※分館はこれまでどおり自治会へ委託
機能・役割		機能・役割
◆社会教育の推進 ◆地域づくりに資する人づくりの推進 ◆防災拠点	追加	◆社会教育の推進 ◆地域づくりに資する人づくりの推進 ◆防災拠点・ <u>地域づくり拠点</u> ◆ <u>地域の実情に応じた活動の支援</u>
職員体制（原則）		職員体制
◆公民館：館長（52 時間） 1 名 ：主事（132 時間）1～3 名 ◆分館：館長（兼務）	変更	◆センター：センター長 1 名 ※主事と同様の勤務時間（132 時間）に拡充 ：職員 1～3 名 ※各自治区単位に 1 名の連携主事を配置 ◆分館：センター長（兼務）
関連予算		関連予算
◆人件費、活動費、施設維持管理費	拡充	◆人件費：加配に合わせて増額 ◆活動費：支援拡充に向けた増額分を管理運営委託費に計上 ◆施設維持管理費：現行を基本に管理運営委託費に計上

★スケジュール

2019 年度 （令和元年度）	2020 年度 （令和 2 年度）	2021 年度 （令和 3 年度）
方針決定	公民館等との調整・移行準備	コミセン開始